

仲田パートナーズ会計週刊FAX通信

発行所：税理士法人 仲田パートナーズ会計
〒223-0053 横浜市港北区綱島西1-17-22
TEL 045-542-3566 FAX 045-542-3516
E-mail: daiyou@nakada-partners.or.jp
URL: http://www.nakada-partners.or.jp

今週のことば

フリーランス保護新法

政府は組織に属さず働くフリーランスへの不利益な取扱いを禁止するなど、増加するフリーランスを保護する新たな法整備のため、臨時国会での法案提出を目指す。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

11/ 7(月) 大安

8(火) 赤口 アメリカ中間選挙の投開票、皆既月食

9(水) 先勝 秋の全国火災予防運動

10(木) 友引 源泉所得税・住民税特別徴収額の納付期限

11(金) 先負 税を考える週間(～17日)

12(土) 仏滅

13(日) 大安 大相撲九州場所初日

先週の株と為替

| | 日経平均株価 | 円(対米ドル) |
|----------|-------------|--------------|
| 10/31(月) | 27,587 △482 | 148.00 ▼0.93 |
| 11/ 1(火) | 27,679 △92 | 147.92 △0.08 |
| 2(水) | 27,663 ▼16 | 147.33 △0.59 |
| 3(木) | 文化の日 | |
| 4(金) | 27,200 ▼463 | 147.88 ▼0.55 |

給与850万円超の「所得金額調整控除」

給与収入が850万円を超える方が一定要件を満たす場合は、「所得金額調整控除」を適用できます。

◆最高15万円を給与所得から控除

所得金額調整控除は、給与収入850万円超の方で、①本人が特別障害者である、②23歳未満の扶養親族を有する、③特別障害者である同一生計配偶者や扶養親族を有する、のいずれかに該当する場合は対象となります。

これらの要件を満たす場合、給与収入から850万円を控除した金額の10%(15万円が限度)を給与所得から控除できます。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受ける場合は、その年最後に給与の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を提出する必要があります。この場合、給与収入が850万円を超えるかどうかの判定は、年末調整の対象となる主たる給与等(扶養控除等申告書の提出先から受ける給与等)により行います。

◆所得金額調整控除を適用する際の留意点

◎共働き世帯における適用……夫婦ともに給与収入が850万円を超えており、23歳未満の扶養親族を有する場合は、夫婦の両者とも所得金額調整控除を適用できます。なお、扶養控除については夫婦のどちらか一方しか適用できません。

◎給与収入が850万円超になるか不明な場合……

給与収入が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合でも、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は「所得金額調整控除申告書」を提出します。なお、850万円以下であった場合は、控除が適用されることはありません。

■この記事の詳細は、情報BOX201543

本年12月以降の雇調金特例の取扱い

厚労省は、本年12月～令和5年3月の新型コロナに係る雇用調整助成金等の特例措置を通常制度に戻して、助成額の日額上限は8355円、助成率は中小企業2/3、大企業1/2とする予定です。

ただし、本年11月以前の休業等について雇調金のコロナ特例を利用して事業主は経過措置の対象となり、特に業況が厳しい事業主に対しては、令和5年1月まで日額上限を9千円とするなどの措置が設けられます。

なお、これまでコロナ特例を利用しておらず、本年12月以降の休業等から新たに雇調金を利用する場合は、通常制度の要件(一部緩和あり)により申請を行うこととなります。

休眠会社等に対する「みなし解散」の登記

株式会社の取締役の任期は最長10年(原則2年)のため、少なくとも10年に一度は変更の登記を行います。また、一般社団法人等の理事の任期は2年のため、2年に一度は登記をします。

法務局は、最後の登記から12年経過した株式会社や、5年経過した一般社団法人等の整理作業のため、該当する会社等に通知をした上で、本年12月13日までに必要な登記申請又は「まだ事業を廃止していない」旨の届出をしていない場合は、「みなし解散」の登記をします。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。

②記事下のBOX番号を入力し#。

③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

年末調整で「所得金額調整控除」の適用を受ける場合の留意点等

◆所得金額調整控除の概要

令和2年分以後の所得税から基礎控除や給与所得控除などの見直しとともに「所得金額調整控除」が創設されました。所得金額調整控除には、「子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除」（以下「所得金額調整控除（子ども等）」）と、「給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除」（以下「所得金額調整控除（年金等）」）があり、いずれも確定申告により適用できますが、「所得金額調整控除（子ども等）」は年末調整でも適用を受けられます。

◎「所得金額調整控除（子ども等）」の概要

その年の給与等の収入金額が850万円を超える居住者で、①本人が特別障害者（※1）に該当する、②年齢23歳未満の扶養親族（※2）を有する、③特別障害者（※1）である同一生計配偶者（※3）を有する、④特別障害者（※1）である扶養親族（※2）を有する、のいずれかに該当する場合には、給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）から850万円を控除した金額の10%に相当する金額（最高15万円）が、給与所得の金額から控除されます。

※1 特別障害者とは、障害者控除における特別障害者と同様です。

※2 扶養親族とは、居住者と生計を一にする親族で、合計所得金額が48万円以下の方。

※3 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が48万円以下の方。

◎「所得金額調整控除（年金等）」の概要

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者で、給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額（10万円超の場合は10万円）及び公的年金等に係る雑所得の金額（10万円超の場合は10万円）の合計額から10万円を控除した残額が、給与所得の金額（「所得金額調整控除（子ども等）」の適用がある場合は適用後の金額）から控除されます。

◆年末調整において「所得金額調整控除（子ども等）」の適用を受ける場合の留意点等

年末調整において「所得金額調整控除（子ども等）」の適用を受ける場合は、その年最後に給与等の支払を受ける日の前日までに「所得金額調整控除申告書」を給与等の支払者に提出する必要があります。以下のような留意点等があります。

【適用要件の判定時期】

23歳未満の扶養親族を有するかどうかなどの判定は、「所得金額調整控除申告書」を提出する日の現況により判定することとなります。なお、判定の要素となる所得金額は申告書を提出する日の現況により見積もった合計所得金額によることとなり、年齢はその年12月31日（その申告書を提出する時まで死亡した者については、その死亡の時）の現況によることとなります。

【2か所以上から給与等の支払を受けている場合の給与収入の判定】

給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかについては、年末調整の対象となる主たる給与等（「扶養控除等申告書」を提出している方に支払う給与等）により判定します。したがって、年末調整の対象とならない従たる給与等（主たる給与等の支払者以外が支払う給与等）は含めません。※確定申告において「所得金額調整控除（子ども等）」の適用を受ける方が、2か所以上から給与等の支払を受けている場合は、それら全ての給与等を合計した金額により判定することとなります。

【給与収入が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合】

給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかは明らかではない場合でも、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとするときは、「所得金額調整控除申告書」に必要事項を記載し、給与等の支払者に提出します。なお、給与収入が850万円を超えなかった場合は、申告書を提出したとしても、所得金額調整控除が適用されることはありません。

【共働き世帯における所得金額調整控除（子ども等）の適用】

同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、扶養控除のように、いずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなす規定はないため、いわゆる共働きの世帯で、扶養親族に該当する23歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で所得金額調整控除の適用を受けることができます。

【年末調整後に扶養親族の異動があった場合の再調整】

給与等の収入金額が850万円を超える方が年末調整後、その年12月31日までの間に子が生まれた場合、所得金額調整控除の要件を満たすため、その年分の源泉徴収票を給与等の支払者が作成するまでに、異動があったことについて申出があった場合は、年末調整の再計算をして税額を還付できます。なお、確定申告によって税額の還付を受けることもできます。